

	合	2,245点		2,225点
	3 その他の場合	1,580点		1,580点
【注の追加】		(追加)	→	注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行った場合には、下肢末梢動脈疾患指導管理加算として、月1回を限度として所定点数に100点を加算する。
J 0 4 2 腹膜灌流 (1日につき)				
【注の見直し】	注2 6歳未満の乳幼児の場合は、導入期の14日の間又は15日目以降30日目までの間に限り、注1の規定にかかわらず、それぞれ1日につき1,000点又は500点を加算する。		→	注2 6歳未満の乳幼児の場合は、導入期の14日の間又は15日目以降30日目までの間に限り、注1の規定にかかわらず、それぞれ1日につき1,100点又は550点を加算する。
J 0 4 3 - 3 ストーマ処置 (1日につき)				
【注の見直し】	注3 6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。		→	注3 6歳未満の乳幼児の場合は、55点を加算する。
【新設】		(新設)	→	J 0 4 3 - 6 人工腎臓療法 (1日につき) 3,500点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す